

豊川市監査公表第64号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、教育長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年3月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

監査結果に基づく措置通知書（教育委員会学校教育課）

監査実施期間 平成25年10月18日から

豊川市監査公表第2号分

平成25年11月27日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 就学援助費事務取扱要綱第7条の規定では、学校給食費を除く就学援助費を要保護者等に対して直接支給することを原則としているが、全ての要保護者等から委任を受けて学校長を介して支給している。 安全な公金の取扱いの視点から委任を受ける要保護者等の範囲を検討されたい。</p> <p>2 就学援助費の支給事務において、要保護者等から学校長が委任を受けて事務を行っているが、一部の学校では委任状に記載された学用品費等の範囲を超えて、未納となっているPTA会費などの学校徴収金に充当されている。 その充当の範囲を統一的にするよう検討されたい。</p> <p>3 就学援助費事務取扱要綱第10条の規定による、教育委員会が行う就学援助費個人支給明細書及びその証拠書類等の検査が実施されていないが、検査の必要性及び方法等について検討されたい。</p>	<p>1 現在、要綱上は要保護者等から校長が委任を受けた場合に校長を経由して支給することとしているが、現実には、申請書そのものに委任する旨が記載されているため、全ての要保護者等へ校長経由で支給されており、要綱と事務取扱いに齟齬が生じている。これは、学校徴収金の未収防止には効果があり、また、要保護者等が学校で手続きができるメリットもあるが、安全な公金の取扱いのため要綱並びに申請書類等を見直すと共に、要保護者等の指定口座へ教育委員会から直接振り込むこととした。 ただし、学用品費・通学用品費・対外活動費・新入学児童生徒学用品費について滞納がある場合は、一切の事務処理を校長に委任するものとした。</p> <p>2 就学援助費の費目を検討し、その結果費目以外は充実に該当しないことを平成26年5月22日付けで、各小中学校へ通知した。</p> <p>3 要綱を見直し、要保護者等から委任を受けた校長は、支給明細書及び教育委員会が必要と認める書類を教育委員会へ提出し、その確認を受けなければならないこととした。</p>

別 紙

監査結果に基づく措置通知書（教育委員会学校教育課）

監査実施期間 平成25年10月18日から

豊川市監査公表第2号分

平成25年11月27日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 就学援助費事務取扱要綱の規定に準要保護の援助対象者その他の不明確な点が多数見受けられるため、特に上記の検討事項の内容を踏まえ、この事務取扱要綱を全面的に見直されたい。</p>	<p>1 要綱について他市教育委員会の状況を確認すると共に、本市の事務取り扱い状況の現状と問題点を踏まえて、安全な公金取扱いのため、平成27年3月23日に改正した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年3月25日現在のものである。